

事故・重大インシデントについて

国土交通省 航空局
無人航空機安全課
令和5年8月

- 事故・重大インシデントの概要

制度の概要について要点を説明します。

- 事故・重大インシデントに該当する事態

どういった場合が事故、重大インシデントに該当するかを紹介します。

- 無人航空機の制御が不能となった事態に該当しなかった事例

重大インシデントとして報告を頂いた事案の中で、「無人航空機の制御が不能になった事態」に該当しなかった事例が多数ありますので、その事例を紹介します。

- 事故・重大インシデント等の発生件数

これまで当局で報告を受けた事故、重大インシデントおよび非該当事案の件数を紹介합니다。

- 事故・重大インシデントの報告方法

事故または重大インシデントに該当する事態が発生した場合における国土交通大臣への報告方法の概要を説明します。

- 【参考】もし無人航空機が墜落した場合

※ 本書は事故等の報告の制度に係る概要を記載するものですので、詳細は [航空局HP「事故等の報告及び負傷者救護義務」](#) をご覧ください。

無人航空機に関する**事故**または**重大インシデント**が発生した場合、
無人航空機を飛行させた者は、**ただちに飛行を中止し、負傷者の救護を行う**と共に、
発生した**事態の詳細を国土交通大臣へ速やかに報告**しなければなりません。

次のページに該当する事態が発生した場合は、

ドローン情報基盤システム(DIPS 2.0) 事故等報告機能 より速やかに報告ください。

ドローン情報基盤システム
＜通称:DIPS 2.0＞はこちら

ページ下段「無人航空機に関する事故等発生時の手続き」をご覧ください

その他、詳細については**航空局ホームページ**をご確認ください。

※ やむを得ない理由によりDIPS2.0から報告ができない場合は**こちら**をご覧ください。

下記に該当する事態が発生した場合、国土交通大臣へ報告を行ってください

事故



無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）



第三者の所有する物件の損壊



航空機との衝突または接触

重大インシデント



無人航空機による人の負傷（軽傷の場合）



無人航空機の制御が不能となった事態



無人航空機が飛行中に発火した事態



航空機との衝突または接触のおそれがあったと認められた時

無人航空機の制御が不能となった事態に該当しなかった事例

重大インシデントに該当するとして報告を頂いた事案の中で、「無人航空機の制御が不能になった事態」に該当しなかった事例が多数ございますので、よくある非該当事例として紹介いたします。

操縦ミス

単純な操作の誤り（飛行経路の設定ミス、目測誤り等）によって墜落した事案については、「無人航空機の制御が不能となった事態」には該当しません。

フェールセーフ機能の確認不足

自動帰還機能が作動し、帰還中に樹木に衝突して墜落する事案が頻発しています。この場合、自動帰還機能は正常に動作しているものの、その想定される帰還経路及び帰還時の高度設定を飛行前に確認することで十分に事案を回避可能であったと思われる場合、「無人航空機の制御が不能となった事態」には該当しないと考えられます。

飛行前の機体点検不足

バッテリーやプロペラが確実に装着できていない、機体に搭載されている各種センサー等のキャリブレーションが行われていない、経年劣化したバッテリーを使用している、といった点検が不十分な状態で飛行を開始したことにより機体が制御不能となり、墜落する事案が頻発しています。

このように、原因が飛行前点検が不十分であったことが明確である場合、「無人航空機の制御が不能となった事態」には該当しないと考えられます。

連続して複数回飛行させる場合においても、毎回、確実な飛行前点検を行ってください。

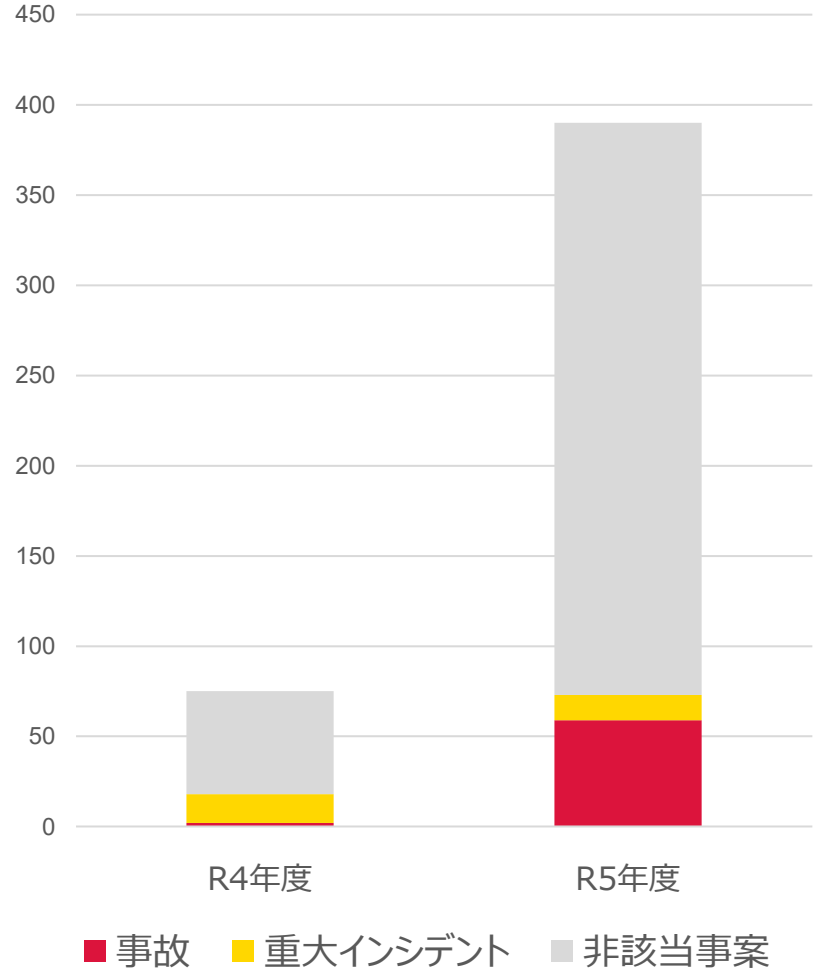
※人の負傷や飛行中に発火した事態、航空機との衝突または接触のおそれがあったと認められる事態が発生した場合は、無人航空機の制御が不能となった事態に該当しない場合であっても、重大インシデントに分類されますのでご注意ください。

事故・重大インシデント等の発生件数

以下は、令和5年11月29日時点の情報です。

年度	R4※	R5
事故	2	59
重大インシデント	16	14
非該当事案	57	317
合計	74	390

※R4年度の値は同年12月5日の航空法改正以降に報告のあったもの



事故・重大インシデントの報告方法

無人航空機に関する**事故**または**重大インシデント**に該当する事態が発生した場合、**ドローン情報基盤システム(DIPS 2.0)の事故等報告機能**を用いて、下表に該当する報告先官署宛てに速やかに報告を行ってください。

DIPS 2.0を用いた[報告手順はこちら](#)にまとめております。

報告先官署	許可・承認を受けた飛行	該当の許可・承認を発行した官署 ※飛行許可・承認手続きを行った官署
	許可・承認を受けていない飛行 ※カテゴリー I 等の飛行	飛行した場所を管轄する官署

ドローン情報基盤システム
 <通称:DIPS 2.0>はこちら

左図リンク先ページ下段「無人航空機に関する事故等発生時の手続き」をご覧ください

やむを得ない理由によりDIPS 2.0からの報告が行えない場合は、電子メール等での報告も可能です。事故等報告様式に内容を記載の上、報告先に該当する官署のメールアドレスまで送付してください。

- **様式のダウンロード** ➔ [Excel: 無人航空機に係る事故/重大インシデントの報告書](#)
- **報告先官署の連絡先** ➔ [PDF: 無人航空機による事故等の報告先一覧](#)

【参考】もし無人航空機が墜落した場合

無人航空機が墜落した場合、被害がさらに拡大することを防止するため下記もご確認ください。

回転しているプロペラには絶対に手を出さない！



墜落後もプロペラが回転を続ける中、機体の電源ボタンを操作しようとして怪我をするケースが多発しています！

動いている機体に近づくのは危険です！
キルスイッチ等、日頃から機体の動作を強制的に停止させる操作を確認し、
即座に対処できるよう備えてください。

不用意に近づかず、まずは安全を確認すること！



無人航空機に多く使用されているリチウムポリマー(LiPo)バッテリーは、落下等で強い衝撃を受けると発火する危険性があります！

衝撃が加わった直後は異常が無くとも、時間をおいて発火する恐れがあります。
触れる前にバッテリーが膨張していないか等、必ず状態を確認してください。